

情報公開請求状況

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

実施機関		請求 件数	処 理 状 況			請 求 内 容
			公開	部分 公開	非 公開	
市長部局	くらし部	1	1			墓地許可書類
	まちづくり部	2	1	1		入札関係、 市営住宅利用
	総務部	3	1	1	1 不存在	市長交際費、 住居表示台帳
	会計課					
議会						
教育委員会						
選挙管理委員会						
監査委員						
農業委員会		1			1 個人情報	耕作証明内容
固定資産評価審査委員会						
公営企業 管理者	水道課					
	市立病院					
計		7	3	2	2	

このほか窓口閲覧等の軽易なものが49件あります。

平成20年度

情報公開請求・個人情報開示請求の状況

市では、公正で開かれた市政を目指し、平成13年1月1日から情報公開を実施しています。

また、平成14年10月1日からは、市が保有する個人情報についても、本人等から請求があれば開示するという条例を制定しています。

□多久市情報公開・共有条例ならびに多久市個人情報保護条例の規定による実績報告

平成20年度の情報公開請求件数は7件で、その内3件を公開し、2件

について部分公開をしました。

また調査の結果、請求された情報が存在しなかったもの1件、個人に関する情報であったものの1件については公開をしていません。

なお、本人等による個人情報の開示請求はありませんでした。

■情報公開・個人情報の保護に関する問い合わせ

市民生活課 市民係

☎ 75-6116

国民年金保険料

納付が困難なときは免除の申請を！

所得が少ない、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金が受け取ることが出来なくなるだけでなく、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることが出来ない場合があります。

納めることが難しい方は申請手続きをしましょう。

国民年金保険料の免除制度

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除又は半額免除などの一部納付となります。

なお、一部納付（一部免除）については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

申請は、市役所の市民生活課または社会保険事務所で受け付けます。

■問い合わせ

佐賀社会保険事務所

☎ 31-4191

多久市 市民生活課 保険年金係

☎ 75-2159

